

大阪府発達障がい医療機関ネットワーク登録医療機関等における初診待ちの状況
(令和7年4月1日現在の状況)

大阪府では発達障がいのある方が必要な支援に円滑につながる体制の整備を目的として、大阪府発達障がいの診断等に係る医療機関ネットワーク事業を実施しており、発達障がいの診断が可能な医療機関にご登録いただいております。

登録医療機関の多くは、受診に際し予約が必要ですので、発達障がいの診断に係る医療機関を受診される際の目安としていただけるよう登録医療機関への初診（検査含む）までに要する待機期間等をお知らせします。

対象 : 発達障がい医療機関ネットワーク登録医療機関 84
(9月19日時点の回答数 50)
内容 : 令和7年4月1日現在の初診待機期間について

(初診待ちの目安)

- ・大阪府発達障がいの診断等に係る医療機関ネットワーク登録医療機関の平均待機期間は推計値で 約 7.1 週間 でした。

このうち最短では14日以内、最長では約365日となっています。

また、14日以内は全体の約38.3%、30日以内の医療機関は約68.1%となっています。

—ご注意ください—

上記初診待ちの期間は変動することや予約が集中し、一時的に初診を中断している場合があります。実際の受診にあたり、最新の待機期間などについては、直接各医療機関にお問い合わせください。

大阪府発達障がいの診断等に係る医療機関ネットワーク登録医療機関のホームページはこちら
(https://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/hattatsusyogai_osaka/iryoukikan.html)

発達障がいでお困りのことがありましたら、市町村の発達障がい児者支援担当課、大阪府発達障がい者支援センターにご相談ください。

(<http://www.suginokokai.com/facilities/act.html>)